

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○盛山委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 お疲れさまでございます。立国社の尾辻かな子です。

きょうも夕刻まで質疑ということになりました。非常に大事な法案ですので、いろいろお聞きしていきたく思うんですけども、まず、ちょっと先に新型コロナウイルス感染の対策のことについて数点お聞きをいたしましてから、雇用保険の方に行きたいと思えます。

まず確認をさせていただきたいと思うんですが、PCR検査のことについてです。

三月十四日の記者会見で総理は、今月中には一日当たり八千件まで検査能力が増強できる見込みですというふうに発言をされたというふうに認識をしております。これは非常に混同される場合があつて、つまり、八千件の検査能力というのはイコール八千人できるといわけではなくて、私も地元の公衆衛生研究所などでお聞きしますと、咽頭拭い液と、たんがとれる方はたんをとるので、

お一人当たり二件、検体が出る人が多いというふうにお聞きをしております。

ですので、総理のおっしゃるこの八千件というのは検体数だということ。ですから、計算上、もしお一人が二検体出すとしたら、四千名分を確保するというものでいいのかということについて確認したいと思えます。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

PCR検査につきましては、新型コロナウイルスの検体採取マニュアルにおきまして、下気道由来の検体、喀たんとかですけれども、と鼻咽頭拭い液の二検体の採取をお願いしておりますが、たんなら出ない、下気道の方の検体がとれないなど、難しい場合は鼻咽頭拭い液の一検体のみで構わないということにしております。

実際、患者さんの症状によつて検体がどういふふうにとれるかということがありますので、一検体又は二検体で検査しているということですから、先生の場合で申し上げます、必ず一人二検体ということだとすると四千名分になりますし、一検体ということであれば八千人分というようなことになるかと思えます。

○尾辻委員 そうなんです。だから、PCR検査の能力を見るときに、件数で見ると、人数なのかというのは、これは大分受ける印象が変わってくるというふうに思うんですね。

更にちよつと確認をしてみたいと思えますが、山井委員の配付資料を使わせていただきます。実は、十二ページの方に、厚労省さんが出しているただいた国内における新型コロナウイルスに係る

PCR検査の実施状況というのが、二月十八日火曜日から三月十四日の土曜日まで、国立感染症研究所、地方衛生研究所・保健所、民間検査会社、大学、医療機関ということで、数が並んでおります。

これが、私はきょうの朝、部会でもお聞きしたんですが、国立感染症研究所は人、何人やったか、保健所は何件やったか、でも、地方衛生研究所・ちよつとわからないというふうにお聞きをしております。これは事実でしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

山井先生の資料のこの横表だと思いますけれども、これは基本的には検体の件数で、報告があつた件数を計上させていただいているというふうにお聞きをしております。

そんな中で、今先生お話があつたようなところは、感染症は基本的に一人の方からは二検体というよりは一検体でやっていると、あるいは、検査所については逆に、状況によつて違うのかもしれないんですけども、二検体を検査していても一人分を検査しているということと人数で、ニアリーイコールで報告しているというふうなことがあるかと思えますが、ここに計上している数え方というか考え方は基本的には検体数というふうにお聞きいただければと思えます。（尾辻委員「検体数、全部」と呼ぶ）この表はです。

○尾辻委員 私がきょうの朝聞いたのは、国立感染症研究所は人数だというふうにお聞きをしております。それは違うということでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたように、感染研は一人につき一検体ということでやっておりますので、検体数と人数がほぼ同じというように形で計上されているということでございます。

○尾辻委員 つまり、二検体あったとしても一検体として数えているということですかね、国立感染症研究所は。

○宮崎政府参考人 申しわけございません、そこまで確認はしておりませんが、基本的には一人につき一検体を検査しているので、記載上、検体件数と人数がイコールだというふうに聞いてございます。

○尾辻委員 ちょっと、この辺、整理をしていただきたいんですけどね。要は、何人検査をしたのかということと、何件検査をやったのかというのは別なわけです。もしかしてこの表は混同されて数字が載っているんじゃないかというように、きょう、私が朝聞いたときはそういう感じだったんですね。例えば民間検査会社なんかは件数なのか、人なのか。これは今どうなっていますか。

○宮崎政府参考人 御指摘のとうか、このお示しいただいている表で申し上げますと、この表は基本的に検体件数で載せてございますので、民間のところも検体件数という御理解をいただければと思います。

○尾辻委員 では、もう少しここに、やはりこれは件数なんだということを書いていただきたいのと、逆に言うと、これで見えないのは、人数が見えないんですよ。実は何人やったのかということ

が、やはりこの表では見えてこない。検体数と人数というのは、皆さんが不安に思われる中で、しっかりと皆さんに発表していただく必要があると思うんですね。

ですので、この辺は発表の仕方を工夫していただくなり、もし人でわかるものなら、それを理事会に提出していただくなり、検討いただけないでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

まず、先ほどの表は基本的に件数ベースということですので、先生御指摘のように、どの数字がどういう意味があるのかというのをしっかりと書かないと誤解が生じると思いますので、しっかりと表記できるものはしていこうというふうに考えております。

それとは別に、それぞれの地方ごとの陽性者の数とか検査の人数というのはホームページ上は別の表で掲載されておりまして、これも報告ベースですので、どのくらい固まっている数字かというところと別ですし、県によっては件数で報告されているところもあるので、そこは、この県は件数ですよというように表記をしながらホームページにも載せてございます。

いずれにしても、我々、こういう数字をわかりやすく発信していくというのは大変重要なことだと思いますので、いろいろ御指摘もいただきながら、よりよい、わかりやすいものにしていきたいというふうに考えております。

○尾辻委員 ちょっと、本当にわかりにくいんですよ。というのが、例えば、この検査件数の中には、

退院に必要な方がPCR検査をする、二回しなければいけない、これも入っているわけですよね。

そうすると、ますます、一体何人にしたのか、特に新規でPCR検査した方が何人なのかということをやはり聞きたいところですので、それはちょっと整理して出したいだけではないでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどと重なりますが、都道府県別に報告があったベースでは、人数ベースで出させていただいております。

今先生御指摘がありましたように、退院されるときとかは二回続けて検査するとか、その前も、入院するときに陽性が出ているので三回検査されているとか、そういうところはなかなかちよつと今の状況ではつなぎにくいので、そこはわかりにくいというか、大変難しいところなんですけれども、そういうところも除外しながらとか、配慮しながらできる限りわかる数字を今も載せさせていただいておりますけれども、引き続きわかりやすい情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○尾辻委員 やはり、不安の原因の一つは数字がわからないとかそういうことになりますので、しっかりとわかるように出していきたいというようにことを要望申し上げます。

続いて、橋本副大臣、来ていただきました。自見政務官とともに、この間、ダイヤモンド・プリンセス号において感染症対策に本当に御尽力をいただきまして、心からねぎらいの言葉を申し上げます。たいと思いますが、本当にお疲れさまでございま

した。

きのうから登庁されて、健康観察期間が終わったということでありまして、いろいろな困難や課題がその中であったかと思えます。

今もやはり、DMATの方、DPATの方を含めて対応された方には、さまざまな、何とかというか、誹謗中傷や差別的な扱いがあったりとかしまして、これは非常に大きな課題だと思っております、この経験をしっかりと生かしていただきたいというふうに思っております。

そこで、橋本副大臣の方に数点ちよつとお尋ねをさせていただければというふうに思っております。

それが、神戸大学の医学研究科の岩田健太郎教授とのやりとりというツイッター上でのことでありますけれども、岩田教授の方からは、船内のゾーニングについて、これが悲惨な状況であるというふうに指摘をされました。それに対して橋本副大臣が、それを打ち消すかのような、船内の写真とともに清潔のゾーンと不潔のゾーンというふうに紹介されるツイートをされたかと思えます。これは、ツイートを途中で取り消されたということなんですけれども、この取り消された理由は何だったんでしょうか。

○橋本副大臣 まず、ねぎらいの言葉をいただきますまして、まことにありがとうございます。これからもしっかりと務めてまいりたいと思えます。

さて、お尋ねの、御指摘のツイートでございますが、お尋ねの、これは、ダイヤモンド・プリンセス船内における感染症予防の取組ということで、厚

生労働省が発表した資料をまずはツイートをして、それに補足をさせるというような意図を持って、検体採取により乗客等と直接接する者が防護措置として着用していたマスクやガウン等を脱いでから通るルートと、そうした業務に従事していない者が通るルートと、そのことを分けているということをお示ししようということを意図して投稿したものでございます。

ただ、こうした取組を、写真をぼつと上げたものですから、客船内という特殊な環境下で行い得る適切なものと考えてはおりますけれども、その画像に写っている場所が、例えば医療関係者が主に通るエリアを撮影したものであるということであるとか、あるいは、船内の感染防御の全体の方、結局、それだけではなくて、乗員の方にはこういうようなことをやっている、乗客の方にはこうした手だてを講じている、それから我々サポートに入った者についてはこうだということを引きちゃんと御説明をしないままに、何というんですかね、画像だけぼつと上げて、それはあらぬ予見を招くようなものであったかというふうにも思いましたので、その画像については削除をしたということでございます。

○尾辻委員 ちよつと確認をしたいんですけれども、あの写真で写っていたシーンというのは適切なゾーン分けだった、適切だったというふうには評価されているのか、やはり船内という限られたところではあれが限界だったというのか、これは後から検証はしなければいけないでしょうか、これもその辺の御認識はどうだったんでしょうか。

○橋本副大臣 何というんでしょうかね、最終的には政府の方で検証いただくというふうに思っておりますので、そこでさまざまな御評価をいただくものだというふうに思っておりますし、私もその検証にはしっかりと御協力をしていきたい、このように思っておりますが、そのゾーニングについては、感染症の専門家の先生方にも御意見を伺い、というか、先生方にこういうふうにするべきだということをお尋ねした上でやっております。

その中で、業務を行うゾーンと検体採取等で汚染したガウン等の感染防護具を脱ぐゾーンを分離して、まあ、ゾーンを分離してというルートに分けていて、要は、こちら側を通る人は、例えば、陽性の乗客の方に診察等を行った、ウイルスに暴露した可能性のある方がこちら側を通って、そこで順次防護具を脱いで、そして消毒をして、そこから先に入るというルートと、それ以外の、例えば私のような事務的なことをやっている者が通るルートと、このことを分けることによって、その両者が一緒に通り、出入りする中で感染が広がるということを防ぐ、そういうルート分けをしていくということなんです。そうしたことを通じて、ゾーニング、要するに、この空間はどういう人がいる場所ということを分けていたということにつながっている。

ただ、結局、先ほど申しましたように、その画像一枚でその全体を、口頭で今いろいろ御説明しましたが、説明し切れていなかったかというところまではなかった、ちよつと、ある意味でまさにあらぬ予見を招く可能性があるということをお尋ね

ましたので削除したわけですけれども、ただ、ゾーニングそのものについては今申し上げたような形でしておりますし、また、感染の制御の支援チームの先生方が巡回してアドバイスというカウンセリングを随時していただきまして、指摘をされた点についてはその日中に対応するというようなことで改善を積み重ねていております。

また、二月五日以降に個室管理等々の措置を始めたわけですけれども、ゾーニングなどの措置がとられて、それから徐々に発症者が減少し、二月十九日の時点でほぼ感染者の発症がないという状況で、これは資料でそういうのをお示しをしています。そういう意味でも、船内での感染拡大防止の措置が有効に行われていたということは二月十九日の専門家会議におきましても確認されたところと承知をしております。

**○尾辻委員** ああいうふう一枚写真を出したということについては、やはり課題があったということですね。この辺、どういうふうな情報を出していくかというのは、やはりリスクコミュニケーションにおいても非常に大事だと思っております。

あと、済みません、ちょっと一点だけ短く確認させていただきたいんですが、岩田先生と橋本副大臣の意見が分かれているところが一点あって、船内でお二人が会われたのかどうか。岩田先生はツイッターで、橋本岳さんにはお目にかかっていませんとツイートされているんですけども、副大臣の方は、お見かけした際に私から御挨拶をし

て、御用向きを伺ったものの明確な御返事がなく、よって丁寧に船舶から御退去をいただきましたというふうにあるんですね。これは事実としてはどちらでしょうか。

**○橋本副大臣** 私の認識している事実ということをお申し上げるしかないので、私はそのときに、船内の作業スペースの奥の方で一人でパソコンを打っております。大きなマスクをし、それから厚生労働省の作業着の上着を着、あと衛生用のポシエットをつけて、アルコールをぶら下げてみたいいな、そんな格好をしておりました。岩田先生だと私は認識をしましたが、ただ、直接面識があったわけではございません。おられましたので、厚生労働省の橋本と申しますが、岩田先生とお見かけをしますがというお声がけをしたと認識をしております。名刺交換を交わしようにしたんですが、お断りになりましたので名刺交換はできておりません。こういう状況がございました。

ですので、今振り返ってみますと、もともと私と岩田先生は今まで面識がございませんでしたので、突然厚生労働省の橋本ですと言われて、その人が副大臣だったかどうかということを、私も副大臣ですということをあえて申し上げてもありませんので、そこは岩田先生がそういう御認識をされなかったのかなというふうには受けとめております。

**○尾辻委員** じゃ、お互いの認識にちょっとそこがあるということ、こういうふうに出た、合わないという話になったのかなというふうに思い

ます。こういうときにやはりしっかりコミュニケーションをとるのは本当に大事だと思うんですが、今いろいろ状況が変わっていく中で、いづれにせよ、この巨大クルーズ船における感染症対策をこれからどうしていくのか、しっかり検証していかなければいけないと思います。

その際に、やはり、政府による検証だけじゃなくて、第三者の専門家が入った検証をすることが大事だと思えますが、大臣、この辺はいかがでしょうか。

**○加藤国務大臣** もちろん、政府でやるにしても、政府の役人だけでやったのでは全く意味がないので、当然、第三者が中心になってやっていただくということが基本なんだろうと思います。それらも含めて、ちょっと今、私の所信の文章を持っておりませんが、所信においても、しっかり検証させていただきますということを申し上げたところでありました。

**○尾辻委員** 第三者、専門家を入れて、しっかり検証いただきたいと思えます。

それでは、済みません、雇用保険法の改正案の方にいきたいと思えます。

まず最初に、今回の法案が束ね法案になっているんですね。何本束ねられているのか、簡潔にお答えください。

**○小林政府参考人** お答え申し上げます。

本法案でございますが、雇用保険法を始め、合計六本の法律を束ねて改正をしております。

**○尾辻委員** 働き方改革関連法案のときは八本だったんですね。このときも多過ぎるということでは

私たちは抗議いたしましたけれども、これも、重要な論点があるものが束ねられて六本になっていく。それも日切れの法案があるということで、日程的にも非常に厳しい中で議論しなければいけない。

高齢者雇用安定法に関しては、これは非常に大きな論点で、本当は切り離して議論をするべきものだというふうに思います。これを切離ししないまま審議に入ったということについては、遺憾の意と、強く抗議をしておきたいというふうに思います。

それでは、内容ですけれども、まず立法事実について伺いたいと思います。大臣、何のために七十歳まで働けるようにするのでしょうか。

**○加藤国務大臣** 何のために七十歳まで働けるか。要するに、高齢者になられて、今、人生百年とも言われている時代の中で、六十を超えても、六十五を超えても、あるいは七十を超えても働きたいという方がおられるわけでありまして。そうした方々の希望をどう実現していくのかということ、これは個人の問題。

それから、マクロ的に見たときに、御承知のように、いわゆる生産年齢人口と言われている十五歳から六十四歳がもう既に減少し、これから更に減少していくという中で、いわゆる支える、支えられる側という二つに分解するのが正しいかどうかと若干私も疑問は持ちますが、わかりやすく言えば、いろいろな形で支える側の方をふやしていく、そういった意味においても、仕事をされる、あるいは社会活動をしていただく、そういう形を

ふやしていくということが、社会の持続性をもたらしていくことにもつながっていく、そういう環境の中で、特にこれは働くということに着目をさせていただいで、特に六十五歳までは今継続雇用制度がずっと来ているわけでありまして、六十五歳以降も働く意欲がある方が働ける環境をつくっていくということ、この法案を、この部分については提出させていただいているということとあります。

**○尾辻委員** 今国会、安倍総理は施政方針演説で、「高齢者のうち、八割の方が、六十五歳を超えても働きたいと願っておられます。人生百年時代の到来は、大きなチャンスです。働く意欲のある皆さんに、七十歳までの就業機会を確保します。」こういうふうに演説をされました。

本当に高齢者のうち八割の方が六十五歳を超えて働きたいと言っているのかという、まず事実の確認をしたんですけど、内閣府にお聞きいたします。この数字は、内閣府の、二〇一四年、つまり六年前の高齢者の日常生活に関する意識調査から出てきた数字かということを確認したいと思えます。簡潔にイエスかノーかで。

**○渡邊政府参考人** 内閣府が平成二十六年度に実施いたしました高齢者の日常生活に関する意識調査、こちらの調査結果について使われているのではないかとこのように承知しております。

**○尾辻委員** 総理の発言というのは、いつも誇張があるんですね。

この調査結果をじつと見ると、この二〇一四年の意識調査、三千八百九十三人の六十歳以上の男

女に質問されていて、仕事をしている人がその中で三五％、千三百五十六人、その中で七十歳まで働きたいと言った人が八割なんです。仕事をしていない人はそのとき六五％で、二千四百三十七人いるんですよ。そうすると、この仕事をしている人、仕事をしていない人を両方合わせると、実は七十歳まで働きたい人は約五五％になる、こういう調査結果ですよ。これも確認です。

**○渡邊政府参考人** 先生お問いかけの件でございますけれども、細かくデータを確認いたしますと、先生がおっしゃったとおりの調査結果になっております。

総理の施政方針演説につきましては、仕事をしている六十歳以上の方の八割がということ、根拠に述べられたものと承知しております。

**○尾辻委員** ですから、高齢者のうち八割の方がじゃないんですよ。二〇一四年の調査で、三五％の仕事をしている人がこのまま七十歳まで仕事をしたいかといったときが八割であって、これは立法事実として、私は、またまたごまかしがあるなというふうにごまかして議論をしようということ、立法事実からごまかして議論をしようということ、この姿勢に私は強く疑問を感じるところです。

ちよつと時間がないので各論に入っていきますけれども、七十歳まで努力義務で働ける選択肢をふやしていくということですから、じゃ現在六十五歳まで本当に働けるのかということですから、定年六十五歳の企業、今、定年を六十五歳にしているのは二割弱なんですね。雇用確保措置のある企業は九九・八％、〇・二％の企業が

未実施、これだけだと結構できるようになっていくのかなと思いますけれども、実はこの数字は常時雇用労働者が三十一人からなんです。つまり、三十人以下の企業については、どういうふうになっているのかちょっとこれではわからないというようなことになっています。

ただ、日本において三十人以下の企業というのは半数ぐらいあるというふうに言われていますから、今本当に六十五歳までしっかりと雇用確保措置がとられているのかどうか、まずはこれの実態把握や行政指導が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

高齢者の雇用状況集計結果、平成元年度によりますと、集計対象企業、これは常時雇用する労働者三十一人以上の企業ということでございますが、約十六万社のうち雇用確保措置を実施していない企業が二百六十一社、〇・二％ということでございます。

一方で、常時三十人以下の事業主につきましても、法律上、雇用確保措置の実施状況を報告する義務が課されているところでございます。これらの報告を受けまして、雇用確保措置の未実施の企業を把握した場合には、管轄のハローワーク及び労働局から訪問等による指導を行った上で、改善が見られない場合には指導文書の発出、なお違反があるときには労働局長からの勧告、さらには、改善が図られない場合には、企業名の公表を行うこととさせていただきます。

これらの指導等により、これまで企業名の公表

を行った例はございませんが、今後とも、各企業における実施状況を的確に把握するとともに、必要な指導等を実施し、適切に措置が講じられるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 確認なんですけど、三十人以下の企業は六十五歳までの雇用確保措置を全部やっているということですか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

九九・八％というのは、先ほど申し上げました集計対象の企業、約十六万社の三十一人以上の企業でございます。三十人以下の事業所につきましては私どもは集計を行っていないということでございます。

○尾辻委員 ですので、まずは、今六十五歳までちゃんと雇用確保措置をしなきゃいけないのに三十人以下の企業がどうなっているかわからない、これは私は大問題だと思えます。ちゃんと把握していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○達谷窟政府参考人 私ども、繰り返しで恐縮でございますが、集計対象としては、先ほど申し上げました三十一人以上の企業をやっているということでございます。

三十人以下の企業、例えば、私ども、管轄のハローワークとか労働局に御相談いただくこともございますし、そういう中で、必要な把握をした上で、必要な指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○尾辻委員 いや、把握するべきじゃないですかということについて、イエスカノーでお答えいただけませんか。

○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。

現状は先ほど申し上げたとおりでございますが、三十人以下の事業主につきましても把握するように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○尾辻委員 しっかりと把握していただかないと、どうなっているかわからない、現実がわからないまま政策だけが進んでいくということは非常におかしい状態ですから、ちゃんと把握して報告してください。

次に行きますけれども、高齢者雇用安定法の問題について今からやっていきたいと思えます。

六十五歳までは高齢者雇用確保措置だったんです。それが今回、七十歳まで、就業確保措置というふうにな名前が変わるわけです。そして、先ほどからいろいろな委員の方が指摘されているように、業務委託契約とか、三つの種類の社会貢献事業については、労働契約でない委託契約ができるような努力義務が定められたということです。

これは確認になりますけれども、この業務委託などをやることによって、労働関係の法規、つまり労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、そして例えば労働審判、こういうのはもう使えなくなるということではよろしいですか。

○小林政府参考人 お答えいたします。

創業支援等措置につきましては、実態として労働者が認められる場合を除きまして、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働審判法等の労働関係法令は適用されないと考えてございます。

**○尾辻委員** これは、関係者からは、まだ派遣の方がましだと言われるぐらい。労働者というところから外れるというのは、何かあったときに守ってもらえる法律がなくなるということなんです。これを雇用安定法、高齢者の雇用安定の法律に入れるというのは私は間違っていると思います。今までは労働審判で三回でできたものが、今度はどうするんですか。裁判所に行って民法で闘う、そうしないと問題解決しない、こういうスキームになるということですよ。これは本当に私は問題だと思っています。

きょう配付資料でもお配りさせていただきましただけども、高齢者の方が委託契約によって長時間労働で追い詰められて自死されるなんということが起こっているわけです。

今問題になっているのは、例えばコンビニエンスストアのフランチャイズオーナー。これは労働者じゃないということで、一日も休めず三百六十五日、何年間も働き続けなきゃいけないとか。あと、布団の丸八グループとかタニタ。こういうところでも、業務委託契約になって、結局、最低賃金以下で働かされたりとか、マイナス分を貸し付けられるとか、丸八なんかはそういうことまで起こっているわけです。

今、新型コロナウイルスで感染で問題になっているのも、こういう委託の人たちが結局セーフティネットにひっつかからないということが問題になっているのに、なぜ今このときに高齢者雇用安定法にこういう委託ということを位置づけなければいけないのか、私は理解に苦しみます。

次に、労災事故のことについてお聞きをしたいと思えます。

高齢になると、当然、視力や動作にも課題が出てきて労災事故が多くなる、これは私が配付した新聞の中でも指摘をされております。これは、労災の範疇に委託の場合は入らないということですよ。ということは、一体どうなるのか。例えば、転倒による労働災害は六十歳以上が三九・五%なんです。六十歳以上の死亡も全体の四割。

やはり、高齢者が事故しやすい、お亡くなりになりやすい、なのにこれを本当に委託だということとで外していいのか。例えば、シルバー人材センターは重傷の場合は報告する義務があります。やはり、創業支援等措置でも労働者の死傷病報告などをしていたらどうか。お答えいただけますか。

**○小林政府参考人** お答え申し上げます。

今御指摘のございました死傷病報告自体は、これは雇用労働者に関する罰則付きの労働安全衛生法に基づいて義務づけられておるものでございまして、これとなかなか同列に論ずることはできないわけでございますが、この死傷病報告を事業主に義務づけております一つの目的、これは、事業者が災害発生状況ですとか発生原因を把握することとで災害防止に取り組むようにするところにあるというふうにされております。

こういったことを踏まえまして、今般、創業支援等措置を行うに当たって、労使合意の上で運営計画を定めていただくことになるわけでございますが、こういった中に災害防止のための措置を講

ずるということはもちろんでございますけれども、災害発生があった場合の再発防止措置を検討すべきといったようなことも指針に盛り込むことが考えられるところでございます。そういったことが考えられるか、よく審議会で御議論いただきたいというふうに思います。

**○尾辻委員** 創業支援措置は、まだちよつという論点があります。私の質問時間は終わりましたので、これは引き続き、あす、しっかりと聞いていきたいと思っておりますので、きょうのところは以上で終わりたいと思っております。

ありがとうございました。